

重 要

平成21年9月15日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本オートオークション協議会の通達により、平成21年10月1日以降のオークション開催分より、「走行距離に関するクレーム基準統一」が実施されます。当JU静岡会場につきましては、平成21年10月6日（火）開催分より適用となります。それに伴い会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更事項

第8章 クレーム規約 クレーム処理基準

重要項目 改ざん車ペナルティー金額 10万円→5万円に変更

（メーター改ざんに出品者が直接関与していない事が前提条件）

ペナルティー金額は累積しない。

※日本オートオークション協議会通達内容（抜粋）

- ・受付期間 6か月（書類から判明→書類発送後1か月以内）
- ・ペナルティー金額は全会場で原則「5万円」
- ・会場を複数またがった場合、他会場で発生したペナルティー金額の累積請求をしない。